

議事要旨(6)四半期会計基準専門委員会の検討状況について

新井専門委員より、四半期財務諸表に関する会計基準（案）の変更点について説明がなされた。続いて、審議事項(6)「四半期会計基準専門委員会の検討状況（第19回）」に沿って、修正後発事象について、特段の規定を設けないこととなった旨、及び8月2日の専門委員会での主なコメントが紹介された。

委員及びオブザーバーより、主に次のような意見があった。

- ・証券アナリストの会計基準案に対する全体的感想としては、まず、中間決算で開示されていた情報が開示されないとすると年1回の開示となるので、そういうことは避けて欲しいということである。足元の業績を分析するには、累計情報だけではなく、3か月情報が必要である。経過措置は必要ないのではないか。設けるとしても当分の間ではなく、期限を設けて欲しい。また、適用指針（案）レベルの科目の表示や注記は必要である。PLの科目別内訳は利益予想を行ううえで必須の項目であるし、イレギュラーな損益変動が起こった場合にその原因が何かを把握するために必要である。現行の中間財務諸表レベルの科目でも分析するうえでは十分ではないのに、これをさらに削ったのでは分析がさらに困難になってしまう。さらに、会計方針の変更の影響については、税引前利益への影響のみの開示では不十分である。業績を分析するうえでは、営業利益、経常利益のほうが重要であり、これらへの影響を開示すべきである。アメリカの企業が税引前利益への影響を開示しているというが、アメリカの企業は、我が国と違って特損がめったに出ないという事情を考えるべきである。簡便的な会計処理をした場合に原則的な処理と異なり、どのような会計処理を利用しているのかを知るうえで重要であり、注記が必要である。MSCBやCoCosなど潜在株式調整後1株当たり当期純利益には反映されないが、ダイリューションの可能性のある金融商品による潜在株式数を把握することが重要である。もし、会計基準でできないなら政省令で手当てしていただきたい。
- ・証券アナリストの要望を受け入れた開示を行うとなると、提出期限は90日は必要である。
- ・税効果に関する記述において、資産・負債法のもとでは永久差異という言葉は使用しないと思う。また、一時差異という表現は、繰越欠損金も入るので一時差異「等」にすべきではないか。
- ・第9項のところで、財務諸表利用者の判断を誤らせない限りとなっているが、現在の中間財務諸表作成基準では、利害関係者の判断を誤らせない限りとなっているので、表現をあわせる必要はないか。
- ・「有用な情報」という表現について、レビューでの意見表明は、適正性に関する消極的保証を想定しており、これとの関係を踏まえると有用な情報という表現が果たしてよいのかどうかということ、再度、検討してもらいたい。
- ・レビューが何をチェックするかということと開示する目的は全然別ではないか。半期で「有用な」という表現が使用されており、四半期でも使用されたからといって、同じこ

とを意味していることにはならないのではないか。

- 四半期財務諸表の目的と監査ないしレビューの目的が同じである必要はないと考えているので、レビューに引っ張られる必要はないと考える。
- 財務諸表の目的と意見表明とが全く無関係でいいのか、なんらかの関連性があるのではないかと思う。
- レビューで二重否定になった場合に財務諸表の作成目的も二重否定で書くということにはならない。四半期会計基準の中で適正という言葉を使用するのがいいのかということそうではないと思う。
- 監査報告書やレビュー報告書で適正性と述べたら、会計基準自体も適正性という通常の財務諸表と同じレベルでないといけないという感覚を持っている。現在の中間財務諸表作成基準も最初は適正性という表現の使用を検討したが、年次の財務諸表作成基準と同じ基準で作られていると利用者が考える可能性があるということでも有用性という表現にしたという経緯がある。
- 審議会で適正性について意見を述べよということになるとそれに合うような情報提供をしなければならないではないか。両者に全く関係がないということではないと思う。
- 適正という意見を述べるためには、それに耐え得る作成基準をつくることになってくる可能性もあるので、企業会計審議会と当委員会は別々に検討しているとはいえ影響してくる可能性もあるので擦り合わせを行うことも考えるべきである。

以上の意見を踏まえ、引き続き、公開草案の文案を検討していくこととした。

以 上